むつ市環境基準類型指定図

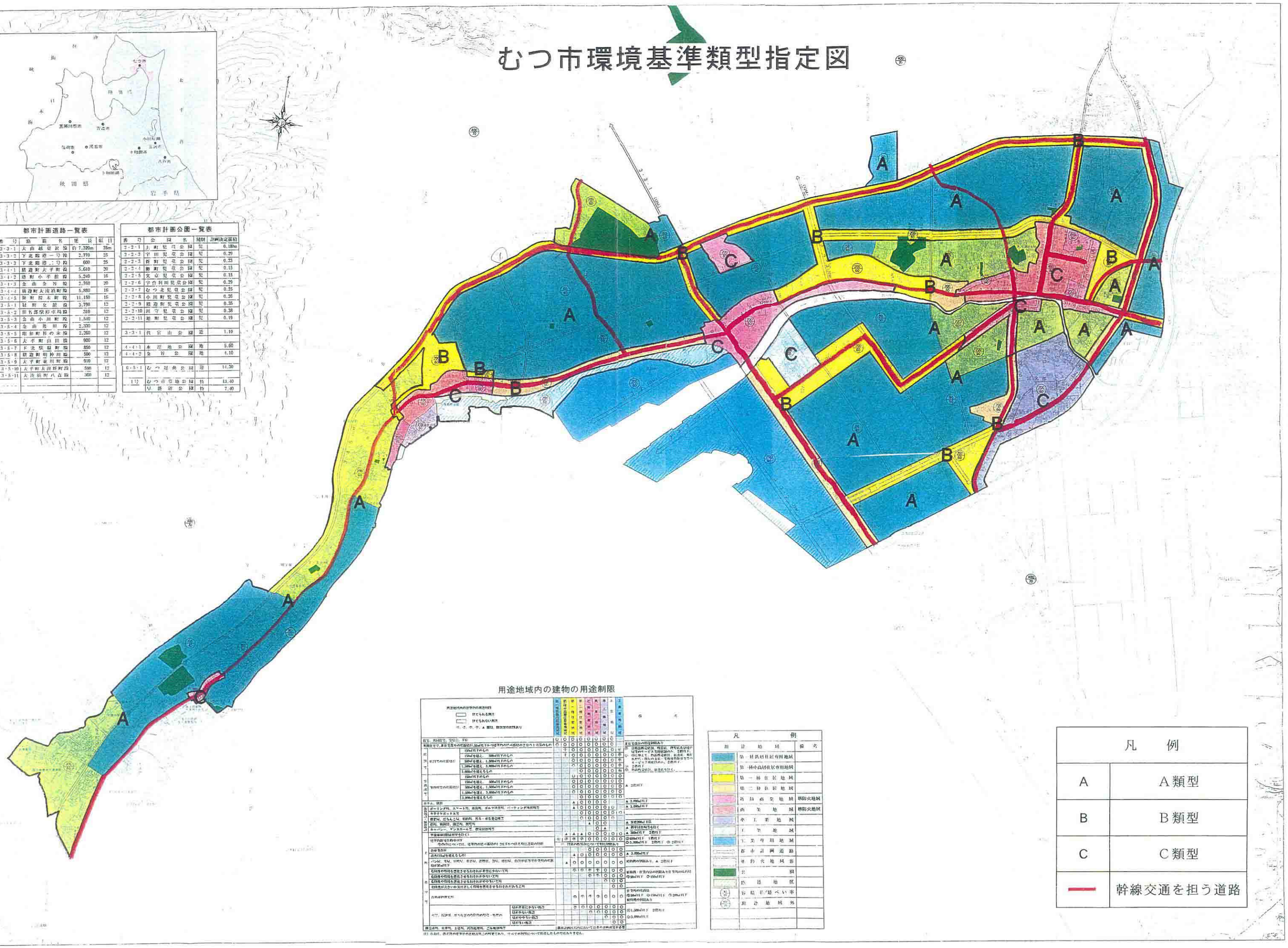

都市計画道路一覧表

番号	路線名	延長	幅員
3・3・1	大畑越柴沢線	約7,320m	25m
3・3・2	下北縦貫一号線	2,770	25
3・3・3	下北縦貫二号線	600	25
3・4・1	横迫町大平町線	5,610	20
3・4・2	横迫町小平館線	5,240	16
3・4・3	金曲金谷線	2,760	20
3・4・4	横迫町大湊高町線	5,880	16
3・4・5	柳町桜木町線	11,150	16
3・5・1	緑町女館線	3,790	12
3・5・2	田名部駅前東通線	310	12
3・5・3	金曲小川町線	1,540	12
3・5・4	金曲北田線	2,330	12
3・5・5	南和町桜の木線	2,260	12
3・5・6	大平町山田線	900	12
3・5・7	下北駅緑町線	850	12
3・5・8	横迫町明神川線	500	12
3・5・9	大平町菊川町線	910	12
3・5・10	大平町大湊新町線	590	12
3・5・11	大湊新町八倉線	360	12

都市計画公園一覧表

番号	公園名	種別	計画決定面積
2・2・1	上町児童公園	児	0.18ha
2・2・2	宇田児童公園	児	0.29
2・2・3	西町児童公園	児	0.23
2・2・4	勝町児童公園	児	0.15
2・2・5	文京児童公園	児	0.15
2・2・6	宇曽利川児童公園	児	0.29
2・2・7	むつ北児童公園	児	0.25
2・2・8	小川町児童公園	児	0.26
2・2・9	横迫町児童公園	児	0.35
2・2・10	川守児童公園	児	0.38
2・2・11	地町児童公園	児	0.19
3・3・1	代官山公園	近	1.10
4・4・1	水源地公園	地	5.60
4・4・2	金谷公園	地	4.10
6・5・1	むつ運動公園	運	14.30
1号	むつ市墓地公園	特	13.40
	早稲田公園	特	7.40

用途地域内の建物の用途制限

用途地域内の建物の用途制限	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
○印…建てられる用途 □印…建てられない用途 数字、ア、イ、ウ、エ、オ、▲印は、制限等の内容あり													
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
常時従業者が50人以下の作業場を伴わない事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
店舗等で、用途部分の床面積が	150㎡以下のもの		ア	○	○	○	○	○	○	○	ア		第一種住居地域内の店舗等は、物品販売業を営む店舗、飲食店、理髪店、美容院、洗濯屋、自転車修理業、自転車置き場、公衆浴場、診療所、保育所、図書館、老人ホーム、老人福祉センターなどで規定されたもの。
	150㎡を超え、500㎡以下のもの		ア	○	○	○	○	○	○	○	ア		
	500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	ア		
	1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	ア		
	3,000㎡を超えるもの				○	○	○	○	○	○	ア		
事務所等の用途部分	150㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
	150㎡を超え、500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○		
	500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○		
	1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○		
	3,000㎡を超えるもの				○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
学校、図書館				▲	○	○	○	○	○			▲ 3,000㎡以下	
娯楽施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				○	○	○	○	○	○			
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ				○	○	○	○	○	○	○		
	遊技場、はちまき場、射的場、ボール・ボを投ずる場所				○	○	○	○	○	○			
	麻雀屋、囲碁、将棋、ビリヤード					▲	○	○	○	○		▲ 客席200㎡以下	
	キャバレー、マンションホテル、料理屋等						○	▲				▲ 料理屋は風俗を除く	
学習塔等(専用住宅等を除く)			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 200㎡以下 2階以下	
自動車教習所			原	原	原	○	○	○	○	○	○	(1)400㎡以下 1階以下 (2)3,000㎡以下 2階以下 (3) 2階以下	
建築物の用途を伴わない自動車教習所			※ 用途の制限について別記制限あり										
自動車車庫						▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
倉庫業倉庫						▲	○	○	○	○	○		
畜舎(15㎡を超えるもの)						▲	○	○	○	○	○	○	別表第2の制限あり。▲ 2階以下
工場	パン、菓子、豆腐、こんにゃく、麺類、印刷、製本、出版、自然科学及び医学用の実験研究所等					▲	○	○	○	○	○	○	
	電話局や市場を兼ねさせなければ差支えない工場					市	市	市	市	○	○	○	別表第2の制限あり 日用雑貨の販売を伴う工場は(1)150㎡以下 (2)150㎡以下
	電話局や市場を兼ねさせなければ差支えない工場							市	市	○	○	○	
	電話局や市場を兼ねさせなければ差支えない工場									○	○	○	
	電話局が点きいれ及び工場を兼ねさせなければならない工場										○	○	
自動車修理工場						市	市	市	市	○	○	○	自家用の用途 (1)50㎡以下 (2)150㎡以下 販売用の用途あり
火薬、石油、ガスなどの爆発の危険・性質の	量が少ない施設				市	○	○	○	○	○	○	○	(1)1,500㎡以下 2階以下
	量が少ない施設						○	○	○	○	○	○	(2)3,000㎡以下
	量がやや多い施設								○	○	○	○	
	量が多い施設									○	○	○	
穀物倉庫、穀類、豆類、肥料倉庫、ごみ処理場等													都市計画区域内においては市の許可が必要

注) 市内は、都市計画の区域内の用途地域内の用途制限であり、すべての地域において適用されるものではありません。

凡例

用途地域	備考
第一種低層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
近隣商業地域	防火地域
商業地域	防火地域
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
都市計画道路	
防火地域指定	
公園	
砂防地区	
建ぺい率	
用途地域外	

凡例	
A	A類型
B	B類型
C	C類型
幹線交通を担う道路	